○会計検査院規則第十号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月十四日

会計検査院長　森田　祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の項を次のように改める。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十六条	同法第十三条第二項
		独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）第二条第一項本文

別表第二株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

株式会社脱炭素化支援機構	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の三十	

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則別表第二の規定は、令和四年十月分以降の計算証明について適用する。